2017年12月より
申込受付開始

「つみたてNISA」いよいよスタート!

2018年1月からスタートする、個人投資家のための新しい税制優遇制度です。
長期の資産運用を応援する制度で、
日本にお住まいの20歳以上のすべての人が利用できます。

1 運用利益や分配金が **非課税**

3 非課税期間は **最長20年間**

2 積立形式で **リスクを分散**

4 少額からじっくり **資産形成**

4つのポイント

1. **一定の要件を備えた公募株式投資信託、ETF等の譲渡所得・配当所得が非課税**（※1）
2. **定期的に一定金額を購入する「積立形式」**（※2）。
   つみたてNISA口座の開設は1人1口座（※3）（開設する金融機関を変更することも可能です）
3. **それぞれ投資をはじめた年から最長20年間の非課税期間**
4. **非課税投資枠は年40万円**

（※1）当社では株式投資信託のみの取扱となります。（※2）投信定額積立『つみたてくん』の契約が必要です。
（※3）現行の「NISA」といずれかをお選びいただけます。

商 号 等:池田泉州TT証券株式会社　金融商品取引業者
近畿財務局長(金商) 第370号
加入協会:日本証券業協会

池田泉州ホールディングス グループ
池田泉州TT証券
SIHD

http://www.sittsec.co.jp

（2017年12月1日現在）

つみたてNISAと現行のNISAとの違い

		つみたてNISA	(参考)NISA
制度概要	購入方法	投信定額積立『つみたてくん』での購入のみ	一括購入、投信定額積立『つみたてくん』での購入
	投資上限金額(年間)	40万円	120万円
	運用可能期間	20年	5年
	ロールオーバー (非課税期間終了後、継続して翌年の非課税投資枠を利用すること)	できません	できます
	取扱商品	当社選定の株式投資信託3銘柄 ●ダイワ・ライフ・バランス30 ●つみたて4資産均等バランス ●たわらノーロードバランス(8資産均等型)	株式投資信託、上場株式等
NISA制度のご留意点	制度共通のご留意点	他金融機関を含め、口座の開設は1人1口座です。(一定の手続きのもと、金融機関の変更は可能です)	
		お持ちの口数・残高を非課税枠のまま他行に移管することはできません。	
		非課税枠内で発生した損失は、特定口座や一般口座の間で損益通算はできません。	
		未使用の非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。	
		一度ご利用いただいた非課税枠は、再利用はできません。	
	各制度特有のご留意点	NISAと選択制です。 ⟷ つみたてNISAと選択制です。	
		信託報酬(運用にかかるコスト)等の概算値が年1回通知されます。	
		10年目以降5年ごとに、氏名・住所確認が必要です。	

制度概要イメージ

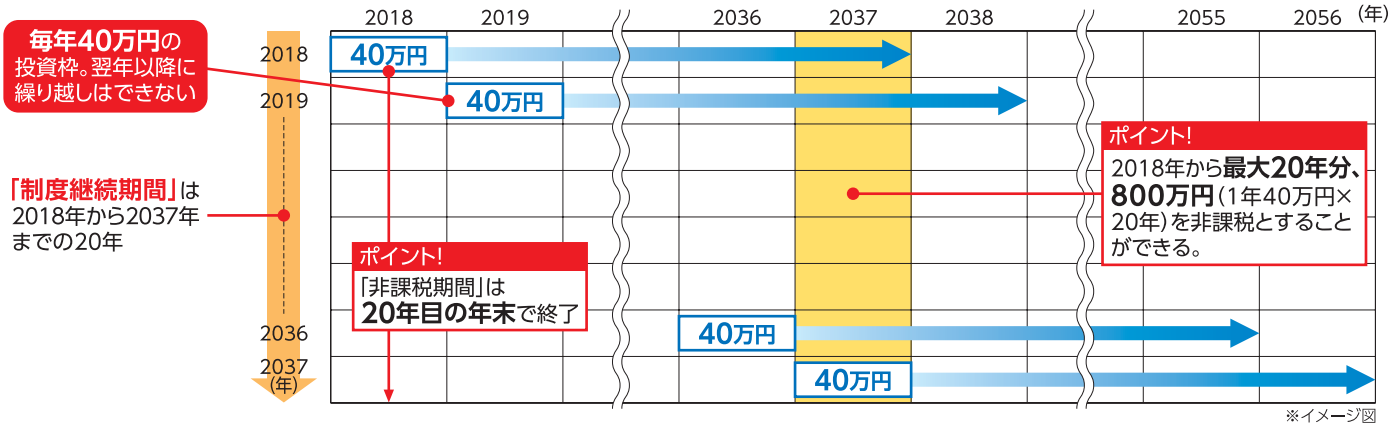

※イメージ図

つみたてNISA口座お申込みにあたってのご注意

◎つみたてNISA口座は、金融機関を通じて国内に居住する20歳以上の個人のお客さまがお一人さま一口座に限り開設が可能です。(金融機関等を変更した場合は除きます。)一定のお手続きのもとで、金融機関の変更が可能となりますが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でつみたてNISAの口座を開設した場合でも、各年において1つの口座でしかお取引いただけません。つみたてNISAの口座内に保有されている商品を他の年分の非課税投資枠または他の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更される年分の非課税投資枠を使用して、既に金融商品をお買付されていた場合、その年分について、金融機関を変更することはできません。◎つみたてNISAの非課税投資枠は年間40万円までとなります。非課税投資枠は途中売却が可能ですが、売却部分の再利用はできません。また、投資を行わなかった未使用枠の翌年以降への繰越しはできません。◎本制度の継続期間は2018年から2037年までであり、運用可能期間は、投資を始めた年を含めて20年後の12月末までです。◎投資信託における分配金のうち、特別分配金(元本払戻金)は、従来より非課税であり、つみたてNISAにおいては制度上のメリットは享受できません。◎つみたてNISAで購入できる商品は、当社が指定する商品に限られます。なお、当社では株式投資信託のみの取扱となります。◎つみたてNISAの口座で発生した損失は税務上ないものとされ、一般口座や特定口座での譲渡益・配当益等と損益通算はできず、繰越控除もできません。◎NISAとつみたてNISAはいずれかの選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできず、原則として変更は各年においてお申込みいただく必要があります。◎つみたてNISAでのお取引は、「投信定額積立『つみたてくん』」契約に基づく定期的かつ継続的な方法による買付に限られます。◎つみたてNISAはNISAと異なり、ロールオーバーにより口座内に保有されている商品を異なる年分の非課税投資枠に移管することはできません。◎つみたてNISAで買付した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知します。◎つみたてNISAでは口座を設定してから10年経過日、および以後5年を経過するごとに氏名・住所等の確認が必要となります。当社がお客さまの氏名・住所等の確認ができない場合には、つみたてNISAを利用したお取引ができなくなる場合もございますのでご注意ください。◎つみたてNISA口座の開設にはマイナンバーが必要です。◎投信口座を解約された場合、出国し非居住者となった場合、または死亡した場合、つみたてNISA口座は廃止されます。なお、廃止日以降に配当金等が発生した場合は、遡及して課税されます。◎出国し非居住者となった場合または死亡した場合、出国日または死亡日がつみたてNISA口座の廃止日とみなされます。なお、廃止日以降に配当金が発生した場合は、遡及して課税されます。(※上記の記載内容は、2017年11月現在の法令に基づくものであり、今後、法令の改正等により変更となる可能性があります。)

手数料等およびリスク等について

・金融商品にご投資になる際には、各商品に所定の手数料等〔国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.242%(消費税込み)ただし、最低手数料2,700円(消費税込み)の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および、信託報酬等の諸経費等〕がかかる場合があります。

・株券、債券、投資信託、投資証券等の金融商品の取引にあたっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産※)の価格や評価額の変動に伴い、投資対象である金融商品の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

・金融商品の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。

・信用取引又はデリバティブ取引をおこなう場合は、その損失の額がお客さまより差し入れいただいた委託保証金又は証拠金の額を上回るおそれがあります。

※裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

上記以外の金融商品等にも価格等の変動による損失が生じるおそれがありますので、金融商品等の取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面等をよくお読みください。

池田泉州ホールディングス グループ
池田泉州TT証券
SIHD
商 号 等:池田泉州TT証券株式会社　金融商品取引業者
近畿財務局長(金商) 第370号
加入協会:日本証券業協会
http://www.sittsec.co.jp
(2017年12月1日現在)